

軽費老人ホーム青島荘の利用料について

1 軽費老人ホーム（A型）の利用料

軽費老人ホーム（A型）の利用料は、宮崎市の基準により定められています。

2 利用料の構成と金額

利用料は生活費、冬季暖房費、事務費の合計額となります。

（1）生活費

利用者の住居費のほか、食事・入浴・その他、日常に必要な費用で、月額54,280円です。

（2）冬季暖房代

冬期（11月から3月）は月額2,120円の暖房代が加算されます。

（3）事務費

職員の人件費や居室の修繕費等、施設の運営に必要な費用です。
事務費は、収入に応じて変わります。（月額10,000円～）

<例>

年金等の収入が年間150万円以下の場合

生活費54,280円と事務費10,000円を合算した64,280円

11月から3月は冬季暖房費が加算され66,400円となります。

※電気代は、毎月、実費徴収となります。

本人からの事務費徴収額（月額）

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000円
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000円
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000円
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000円
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000円
20	3,300,001円以上	109,700円

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からの事務費徴収額（月額）は上表により求めた額とする。ただし、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費（月額）を本人からの事務費徴収額（月額）とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦のそれぞれの事務費徴収額については、上表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切捨てとする。